

# 徳島県経営者協会規約

- 第1条 この会は、徳島県経営者協会と称し、事務所を徳島市に置く。
- 第2条 この会は徳島県下において事業を経営する法人、個人ならびに経営者団体の連絡提携を図り、企業の社会的責任を自覚し、地域の発展と産業の振興に寄与し、主として労使関係の健全なる発達と安定を推進することを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 労使関係の諸問題に関する調査研究とその対策の樹立
  2. 経営者および経営者団体に対する連絡、啓発ならびに協力
  3. 適正な労働協約の普及ならびに労働法規の整備および実施に対する協力
  4. 関係諸機関との連絡
  5. 前各号のほかこの会の目的達成に必要な事項
- 第4条 この会は、徳島県下における経営者団体ならびに事業を経営する法人、公私団体および個人であって申し込みにより理事会の承認を受けたものを会員とする。
- 但し、徳島県下に事業所等がなくても、本県で事業活動し、加入を望むものは、理事会の承認を経て会員と認める。
- なお、会費の額は、事業所規模に関わらず、年70,000円とする。
- 第5条 前条により入会の承認を受けたものは入会金を納めなければならない。
- 第6条 会員は、会費を負担する義務をもつ。
- 会員は、別に定めるところによって会費を負担する。
- 第7条 この会にはつぎの役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 若干名
  3. 理事 若干名（うち専務理事1名、財務理事2名）
- 第8条 理事は、総会において会員およびこれに準ずる者の中より選挙する。
- 会長、副会長ならびに専務理事および財務理事は理事の互選とする。
- 第9条 会長は、この会を代表し、会務を統理し、総会および理事会を招集し、その議長となる。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 理事は、理事会を構成し、重要な会務を審議決定する。
- 専務理事は、一般会務を執行する。
- 財務理事は、この会の会計を監査する。
- 第10条 役員任期は2年とする。
- 補欠または増員の場合の役員任期は、前任者または同種役員の前任期とする。
- 第11条 この会に重要事項を諮問するため名誉会長、顧問および参与を置くことができる。
- 名誉会長および顧問は、理事会の決議によって推挙する。
- 参与は、学識経験者について会長がこれを委嘱する。
- 名誉会長は、終身とする。
- 顧問および参与の任期は1年とする。
- 第12条 この会に、専門事項を調査するため専門委員を置くことができる。

専門委員は、役員および学識経験者について会長がこれを委嘱する。

第 13 条 この会は、毎年 1 回定時総会を、その他必要ある場合に臨時総会を開く。

第 14 条 つぎにかかげる事項は、総会に付議することを要する。

1. 収支予算ならびに会費の金額および徴収方法の決定
2. 事業報告、事業計画の承認
3. 収支決算の承認
4. 理事の選出
5. 規約の変更
6. 解 散
7. その他特に必要な事項

第 15 条 理事会は、つぎの事項について審議決定することかできる。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会に付議すべき事項以外この会の運営のための重要事項
3. 総会を招集することができない場合の緊急処理事項、ただし、この場合はつぎの総会の承認を得ることを要する。

第 16 条 総会および理事会の決議は、出席者の過半数による。  
可否同数であるときは議長の決するところによる。

第 17 条 会員は、この会の運営に関し、いつでも会長に対し意見を提出することができる。  
会長はこれを理事会に諮り、適宜処理するものとする。

第 18 条 この会の事務を処理するため事務局を置く。  
事務局に関する規定は理事会の議を経て別に定める。

第 19 条 この会の経費は、会員の会費、入会金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 20 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 21 条 この規約以外の必要な規則は、理事会の議を経てこれを定める。

第 22 条 会費を 1 年間納めない会員は、理事会の議を経て除名することがある。

## 附 則

昭和 22 年 7 月 1 日より之を実施する。

昭和 25 年 6 月 6 日より一部改訂する。

昭和 32 年 5 月 28 日より一部改訂する。

昭和 39 年 5 月 13 日より一部改訂する。

平成 10 年 6 月 8 日より一部改訂する。

平成 14 年 6 月 21 日より一部改訂する。

平成 16 年 6 月 23 日より一部改訂する。

令和元年 6 月 7 日より一部改訂する。

令和 3 年 6 月 7 日より一部改訂する。

この規約は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。